

令和6年（2024年）

第1回可児市議会定例会議案

令和6年2月27日

目 次

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて 1 令和5年度可児市一般会計補正予算（第10号）	1
議案第1号	令和6年度可児市一般会計予算について 2	2
議案第2号	令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について 2	2
議案第3号	令和6年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について 3	3
議案第4号	令和6年度可児市介護保険特別会計予算について 3	3
議案第5号	令和6年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について 4	4
議案第6号	令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計予算について 4	4
議案第7号	令和6年度可児市土田財産区特別会計予算について 5	5
議案第8号	令和6年度可児市北姫財産区特別会計予算について 5	5
議案第9号	令和6年度可児市平牧財産区特別会計予算について 6	6
議案第10号	令和6年度可児市二野財産区特別会計予算について 6	6
議案第11号	令和6年度可児市大森財産区特別会計予算について 7	7
議案第12号	令和6年度可児市水道事業会計予算について 7	7
議案第13号	令和6年度可児市下水道事業会計予算について 8	8
議案第14号	令和5年度可児市一般会計補正予算（第11号）について 9	9
議案第15号	令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ いて 9	9
議案第16号	令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計補正予算（第2号）について 10	10
議案第17号	令和5年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について 10	10
議案第18号	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 11	11
議案第19号	可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について 14	14
議案第20号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償の見直しに伴う関係条例の整 理に関する条例の制定について 15	15
議案第21号	可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制 定について 21	21
議案第22号	可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に ついて 23	23
議案第23号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 42	42
議案第24号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 45	45
議案第25号	可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について 50	50
議案第26号	可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定 について 52	52

議案第27号	可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第28号	可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第29号	可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第30号	可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第31号	可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第32号	可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第33号	教育長の任命について	89
議案第34号	北姫財産区管理委員の選任について	90
議案第35号	可茂広域公平委員会委員の選任について	91
議案第36号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	92
議案第37号	人権擁護委員候補者の推薦について	93
議案第38号	請負契約の締結について	94
議案第39号	市道路線の廃止について	95
議案第40号	市道路線の認定について	96

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月22日専決

可児市長 富田 成輝

記

令和5年度可児市一般会計補正予算（第10号）（別冊）

議案第 1 号

令和 6 年度可児市一般会計予算について

令和 6 年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 2 号

令和 6 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 6 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

令和 6 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 6 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 4 号

令和 6 年度可児市介護保険特別会計予算について

令和 6 年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

令和 6 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

令和 6 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

令和 6 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算
について

令和 6 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算を別冊のと
おり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第7号

令和6年度可児市土田財産区特別会計予算について

令和6年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第8号

令和6年度可児市北姫財産区特別会計予算について

令和6年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

令和6年度可児市平牧財産区特別会計予算について

令和6年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

令和6年度可児市二野財産区特別会計予算について

令和6年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

令和6年度可児市大森財産区特別会計予算について

令和6年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

令和6年度可児市水道事業会計予算について

令和6年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

令和6年度可児市下水道事業会計予算について

令和6年度可児市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

令和5年度可児市一般会計補正予算（第11号）について

令和5年度可児市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正
予算（第2号）について

令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2
号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

令和5年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
実施機関	事務	実施機関	事務
(略)		(略)	
2 市長	可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年可児市訓令甲第10号）による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	可児市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年可児市訓令甲第10号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
5 市長	(略)	5 市長	(略)

6 市長	可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和61年可児市規則第11号）による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による心身障がい者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	(略)
9 市長	
10 市長	
11 市長	

6 市長	(略)
7 市長	
8 市長	
9 市長	

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
(略)		
25 市長	可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)		
28 市長	(略)	
29 市長	可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による障がい児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	可児市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則による心身障がい者の福祉に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	(略)	
32 市長		
33 市長		
34 市長		

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
(略)		
25 市長	可児市小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾患児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)		
28 市長	(略)	
29 市長	(略)	
30 市長		
31 市長		
32 市長		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

可児市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市監査委員条例の一部を改正する条例

可児市監査委員条例（昭和57年可児市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求の日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求の日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

会計年度任用職員の給与及び費用弁償の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年可児町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、その発令の日を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例(令和元年可児市条例第21号)第9条に規定する時間外勤務に係る報酬の額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、その発令の日を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これらに相当する報酬の額。以下同じ。)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

(可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（臨時的任用職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 （略）</p>	<p>（臨時的任用職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 （略）</p> <p><u>（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）</u></p> <p>第19条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市の規則で定める。</u></p>

（可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号。以下「給与支給条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与支給条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会</u></p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号。以下「給与支給条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。次項において同じ。）</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与支給条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に</p>

計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第7条の2 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例第 号）第8条（同条例第22条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日前6箇月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条（同条例第23条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

（可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正）

第4条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>

（可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第5条 可児市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年可児町条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）第14条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）第14条及び可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例第 号）第6条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

（可児市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第6条 可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 可児市常勤の特別職職員の給</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 可児市常勤の特別職職員の給</p>

与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）及び可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）の適用を受けるものをいう。

(2)～(8) (略)

2 この条例において、「何級の職務」という場合には、可児市職員の給与支給に関する条例第3条第1項に規定する行政職給料表（一）による当該級の職務及び行政職給料表（一）の適用を受けないものについては、規則で定めるこれに相当する職務をいうものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、行政職給料表（一）2級以下の職務にある者として、取り扱うものとする。

3 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 (略)

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4～6 (略)

与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）、可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）及び可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例第 号）の適用を受けるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げるものを除く。）をいう。

(2)～(8) (略)

2 この条例において、「何級の職務」という場合には、可児市職員の給与支給に関する条例第3条第1項に規定する行政職給料表（一）による当該級の職務及び行政職給料表（一）の適用を受けないものについては、規則で定めるこれに相当する職務をいうものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、行政職給料表（一）2級以下の職務にある者として、取り扱うものとする。

3 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 (略)

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4～6 (略)

(可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年可児町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、<u>可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例(令和元年可児市条例第21号)</u>の規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、<u>可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年可児市条例第 号)</u>の規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年可児町条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)	(種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 災害応急対策等派遣手当</u>
(危険手当) 第5条 (略)	(危険手当) 第5条 (略) <u>(災害応急対策等派遣手当)</u> 第6条 <u>災害応急対策等派遣手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において規則で定める業務に従事した場合に支給する。</u>
(特殊勤務手当の支給方法)	<u>2 災害応急対策等派遣手当の額は、1日につき1,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u> (特殊勤務手当の支給方法)

<p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>付 則</p> <p>3 市長が特に必要と認める場合は、第3条から<u>第5条</u>までに定める特殊勤務手当の支給額の特例を規則で定めることができる。</p>	<p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>付 則</p> <p>3 市長が特に必要と認める場合は、第3条から<u>第6条</u>までに定める特殊勤務手当の支給額の特例を規則で定めることができる。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の可児市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

議案第22号

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

可児市会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年可児市条例第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次に掲げる給料表によるものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（一）（別表第1）
- (2) 行政職給料表（二）（別表第2）
- (3) 医療職給料表（別表第3）
- (4) 福祉職給料表（別表第4）

2 行政職給料表（一）の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを当該給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第5に定めるところとする。

3 前項におけるフルタイム会計年度任用職員の職務の級は、同項及び市の規則で定める基準に従い決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員の号給は、別に市の規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける常勤の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、通勤手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、可児市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和48年可児町条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等)

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員のうち、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(市の規則で定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 1箇月以上3箇月未満 100分の30
- (5) 1箇月未満 0

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

4 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度における会計年度任用職員としての任期(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満と定められているものを除く。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

5 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度の末日を含む期間の任用に係る任期

(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満と定められているものを除く。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 6 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員のうち、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(市の規則で定める者を除く。)に対して、基準日前における直近の勤務成績及び基準日前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

- 4 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第11条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第12条 前条の規定により減額する勤務1時間当たりの給与額並びに第7条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第13条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員(以下「月額支給職員」という。)の報酬の額は、基準月額に、当該月額支給職員について定められた1週間当たりの勤務時間を可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額)とする。

2 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員(以下「時間額支給職員」という。)の報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た数を基準となる年間の勤務時間数として市の規則で定める時間数で除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額)とする。

3 前2項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第14条 パートタイム会計年度任用職員が、特殊勤務手当条例第1条第2項に規定する業務に従事した場合は、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条 パートタイム会計年度任用職員ごとに定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務

1 時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が37時間30分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 週休日の振替により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（同項ただし書の勤務の時間及び次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第16条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬は支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第17条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第18条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、月額支給職員については、報酬の月額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額とし、時間額支給職員については、第13条第2項の規定により計算して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第19条 月額支給職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除

き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 前条の規定により減額する勤務1時間当たりの報酬額及び第15条から第17条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市の規則で定める日に支給する。

- 2 月額支給職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該月額支給職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 時間額支給職員に対しては、当該時間額支給職員の勤務時間に応じて報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 第8条の規定は、任期の定めが6箇月以上あるパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の額(月額支給職員にあつては、第13条第1項の報酬の額をいい、時間額支給職員にあつては、市の規則で定める方法により計算した額をいう。)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条 第9条の規定は、任期の定めが6箇月以上あるパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額」とあるのは「報酬の額(月額支給職員にあつては、第13条第1項の報酬の額をいい、時間額支給職員にあつては、市の規則で定める方法により計算した額をいう。)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第24条 月額支給職員の通勤に係る費用弁償は、常勤職員の通勤手当の例により支給する。

- 2 時間額支給職員の通勤に係る費用弁償の額は、常勤職員の通勤手当の額との権衡を考慮し、市の規則で定めるところにより支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、可児市職員の旅費に関する条例(昭和36年可児町条例第9号。以下「旅費条例」という。)の例による。この場合において、パートタイム会計

年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表（一）における2級以下に相当するものとする。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償の口座振替による支払）

第26条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、当該職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第27条 給与条例第28条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第8条第2項の規定については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の115」とする。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表 (一)		
職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900

37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000

77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700

117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（二）	
号給	給料月額
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員であって、定型的な業務を行う職務のうち、反復的、補助的な単純業務等に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表	
号給	給料月額
1	183,500
2	184,900
3	186,400
4	187,800
5	189,300
6	190,800
7	192,300
8	193,800
9	195,000
10	196,700
11	198,300
12	199,800
13	201,200
14	203,200
15	205,300
16	207,300
17	209,300
18	211,300
19	213,400
20	215,400
21	217,300
22	219,000
23	220,700
24	222,400
25	223,700
26	225,000
27	226,100
28	227,100
29	228,200
30	229,000
31	229,800
32	230,500
33	231,600
34	232,800
35	233,900
36	234,900
37	235,900

38	237, 200
39	238, 500
40	239, 700
41	240, 500
42	241, 500
43	242, 500
44	243, 500
45	244, 500
46	245, 500
47	246, 400
48	247, 200
49	248, 000
50	248, 900
51	249, 800
52	250, 600
53	251, 200
54	252, 100
55	253, 000
56	253, 800
57	254, 500
58	255, 400
59	256, 000
60	256, 800
61	257, 500
62	258, 200
63	258, 900
64	259, 600
65	260, 200
66	260, 900
67	261, 500
68	262, 100
69	262, 700
70	263, 300
71	264, 100
72	264, 900
73	266, 100
74	267, 200
75	268, 200
76	269, 200
77	270, 100

78	271,000
79	271,900
80	272,800
81	273,600
82	274,500
83	275,400
84	276,000
85	276,700
86	277,400
87	278,100
88	278,800
89	279,600

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

福祉職給料表	
号給	給料月額
1	176,900
2	178,100
3	179,300
4	180,500
5	181,400
6	182,900
7	184,300
8	185,700
9	186,800
10	188,200
11	189,600
12	191,000
13	192,400
14	193,700
15	195,100
16	196,400
17	197,800
18	199,100
19	200,400
20	201,500
21	202,500
22	204,100
23	205,700
24	207,100
25	208,700
26	210,100
27	211,500
28	212,900
29	214,600
30	215,800
31	217,200
32	218,300
33	219,400
34	220,700
35	221,900
36	222,900
37	223,900

38	225,000
39	226,100
40	227,100
41	228,000
42	228,700
43	229,500
44	230,300
45	231,000
46	231,800
47	232,700
48	233,400
49	234,000
50	234,900
51	235,900
52	236,600
53	237,000
54	238,000
55	238,600
56	239,200
57	239,900
58	240,600
59	241,300
60	241,900
61	242,500
62	243,000
63	243,500
64	244,000
65	244,600
66	245,400
67	246,300
68	247,000
69	247,900
70	248,800
71	249,600
72	250,200
73	250,800
74	251,700
75	252,500
76	253,200
77	253,900

78	254,800
79	255,700
80	256,300
81	257,000
82	257,500
83	258,100
84	258,700
85	259,300
86	260,100
87	260,800
88	261,500
89	262,000
90	262,800
91	263,600
92	264,300
93	264,700
94	265,200
95	265,700
96	266,400
97	267,100
98	267,800
99	268,500
100	269,200
101	269,600

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

級別職務基準表	
職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

議案第23号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="316 1039 408 1072">付 則</p> <p data-bbox="256 1090 802 1216"><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</u></p> <p data-bbox="229 1234 802 1989">第17条 <u>令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の年度分の保険税であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のい</u></p>	<p data-bbox="906 1039 999 1072">付 則</p>

ずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（特例対象被保険者等を除く。ただし、特例対象被保険者等の給与収入の減少に加え、その他の事由による事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この項において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる者はこの限りでない。）の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の

規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第25条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の区分		額	事務の区分		額
種類	内容		種類	内容	
1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第10条第1項の規定若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクを <u>もって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	(略)	1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第10条第1項、 <u>第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	(略)
	(2) 法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	(略)	(2) 法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	(略)	
				(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

			<p>条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(3) 法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	(略)		<p>(4) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	(略)
<p>(4) 法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	(略)		<p>(5) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	(略)
			<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
<p>(5) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の</p>	(略)		<p>(7) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の</p>	(略)

	交付又は法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	
(6)	法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円

(略)

13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更 ¹ に該当することを証する書面の交付		(略)

(略)

備考

- 1 及び 2 (略)
- 3 第12項及び第13項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物（第13項において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合¹にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。）に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合¹にあっては、当該区

	交付、法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	
(8)	法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

(略)

13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更 ¹ に該当することを証する書面の交付		(略)

(略)

備考

- 1 及び 2 (略)
- 3 第12項及び第13項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物（第13項において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合¹にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。）に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合¹にあっては、当該区

分に応じ、ア又はイの額の欄)に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄(第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、カ又はキの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。

4～6 (略)

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

8 第13項第3号及び第4号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第13項第5号及び第6号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物(変更が行われない建築物を除く。)ごとに算出

分に応じ、ア又はイの額の欄)に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄(第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、カ又はキの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。

4～6 (略)

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

8 第13項第3号及び第4号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第13項第5号及び第6号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物(変更が行われない建築物を除く。)ごとに算

した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第13項及び備考の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例

可児市児童発達支援センター設置条例（昭和59年可児市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年可児市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2及び3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援	(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2及び3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援

事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第28号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第28号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

第2条 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「<u>担当職員</u>」という。）を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」いう。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第</u></p>

1号イ③に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支

<p>よう求めなければならない。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p><u>援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4～8 (略)</p>
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p>
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次</u></p>

らない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)及び(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(秘密保持)

第25条 (略)

2 (略)

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)及び(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第33条第33号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持)

第25条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（記録の整備）

第31条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア （略）

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第16号の規定による評価の結果の記録

オ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) （略）

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（記録の整備）

第31条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第16号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア （略）

イ 第33条第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第18号の規定による評価の結果の記録

オ 第33条第19号の規定によるモニタリングの結果の記録

(3) 第33条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) （略）

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 担当職員は、モニタリングに当たっ

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 担当職員は、モニタリングに当たっ

ては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(i) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(ii) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担

当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ （略）

(20) （略）

(21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22) （略）

(23) （略）

(24) （略）

(25) （略）

(26) （略）

(27) （略）

(28) （略）

(29) （略）

(30) （略）

(31) （略）

(32) （略）

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ （略）

(18) （略）

(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20) （略）

(21) （略）

(22) （略）

(23) （略）

(24) （略）

(25) （略）

(26) （略）

(27) （略）

(28) （略）

(29) （略）

(30) （略）

報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(準用)

第35条 第3条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費(以下「介護予防サービス計画費」という。))が、同条第4項の規定に基づき当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第28号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(準用)

第35条 第3条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費(以下「介護予防サービス計画費」という。))が、同条第4項の規定に基づき当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第30号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に係る改正規定を除く。） 令和6年4月1日
- (2) 第2条中第24条第3項の改正規定 令和7年4月1日

議案第28号

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成24年可児市条例第27号）の一部を次のように改める。

改正前	改正後
<p>（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針）</p> <p>第17条 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスで、<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>をいう。）の事業は、法第74条の規定に基づき岐阜県が条例で定める訪問看護の基本方針及び第12条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）</p>	<p>（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針）</p> <p>第17条 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスで、<u>法第8条第23項第1号に規定するサービス（以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。）</u>をいう。）の事業は、法第74条の規定に基づき岐阜県が条例で定める訪問看護の基本方針及び第12条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）</p>

第22条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

第22条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）である者とする。

2 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年可児市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第7条 (略)	第7条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定</u>	(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に</u>

の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(8) (略)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(8) (略)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第2条 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が<u>指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32号において同じ。）</u>を行う場合にあつては、当該事業</p>

所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、居宅サービス計

成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生

画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専

じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) (略)

5 (略)

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定す

門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者等からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) (略)

6 (略)

- 7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定す

る基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びそ

る基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(10) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目

の達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者等の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施

標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

- (15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施

状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(16) (略)

(17) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1箇月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2箇月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) (略)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1箇月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(18) (略)

(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(33) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定

居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、第1項の重要事項について、指定居宅介護支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2～7 (略)

(記録の整備)

第32条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項

居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2～7 (略)

(記録の整備)

第32条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第15号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項

を記載した居宅介護支援台帳

ア (略)

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第33条 第3条から前条(第29条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」

を記載した居宅介護支援台帳

ア (略)

イ 第16条第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第17号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第33条 第4条から前条(第29条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」

<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第30号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に係る改正規定を除く。） 令和6年4月1日
- (2) 第2条中第25条第3項の改正規定 令和7年4月1日

議案第30号

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,880円</u></p> <p>(4) 及び(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,240円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,780円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,170円</u></p> <p>(4) 及び(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,240円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4</p>

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第7条第1項第2号イを除き、以下同じ。) が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 及び(8) (略)

(9) 次のいずれかに該当する者
102,600円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者
112,860円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者
116,280円

ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者
123,120円

ア 合計所得金額が600万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。(以下同じ。) が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 及び(8) (略)

(9) 次のいずれかに該当する者
109,440円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者
123,120円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者
136,800円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者
150,480円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者
126,540円

ア 合計所得金額が700万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者
129,960円

ア及びイ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者
133,380円

ア及びイ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者
136,800円

ア及びイ (略)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者
150,480円

付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者
157,320円

ア 合計所得金額が720万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者
164,160円

ア及びイ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者
171,000円

ア及びイ (略)

(16) 次のいずれかに該当する者
181,260円

ア及びイ (略)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者
194,940円

付 則

日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第8条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるとき

<p>は、別に申請期限を定めることができ る」とする。</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険 料率の算定に関する基準の特例)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>(令和3年度から令和5年度までの保険 料率の算定に関する基準の特例)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号アの改正規定及び付則第7条を削り、付則第8条を付則第7条とする改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の軽減措置)

第3条 新条例第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、新条例第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に該当する者 17,100円
- (2) 第2条第2号に該当する者 27,360円
- (3) 第2条第3号に該当する者 44,460円

議案第31号

可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例

可児市水道事業給水条例（昭和51年可児町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）若しくは撤去又は一時的に給水を受けるための新設（以下「臨時設置」という。）をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）若しくは撤去又は一時的に給水を受けるための新設（以下「臨時設置」という。）をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、</p>

又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置工事が法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置工事が法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第32号

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とす</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とす</p>

ることができる。

3及び4 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200
分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考

1及び2 (略)

ることができる。

3及び4 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考

1及び2 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項の規定及び別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた同条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第33号

教育長の任命について

次の者を可児市教育委員会の教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
堀部 好彦	可児市瀬田*****

議案第34号

北姫財産区管理委員の選任について

次の者を北姫財産区管理委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
太田 晶紀	可児市谷迫間*****
小池 孝志	可児市今*****
鈴木 昇二	可児市今*****
高田 祥司	可児市下切*****
玉木 武義	可児市下切*****
村井 健治	可児市下切*****
渡邊 和弘	可児市下切*****

議案第35号

可茂広域公平委員会委員の選任について

次の者を可茂広域公平委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
佐橋 雅喜	可児市羽崎*****

議案第36号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求め
る。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
佐久間 英明	可児市川合*****

議案第37号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
奥田 薫	可児市久々利*****
中島 誠	可児市緑*****
井道 美紀	可児市兼山*****

議案第38号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 目的 | 可児市学校給食センター空調設備他更新（第2期）工事 |
| 2 | 方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 金額 | 204,050,000円 |
| 4 | 相手方 | 可児市広見2058番地1
館林建設株式会社可茂営業所 所長 今井 修 |

議案第39号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
3052号線	可児市渚之上字西前田	
	可児市柿田字細池	
3279号線	可児市柿田字池尻	
	可児市あけち	
3284号線	可児市平貝戸字前田	
	可児市あけち	
3033号線	可児市あけち	
	可児市あけち	
3203号線	可児市あけち	
	可児市あけち	
3274号線	可児市柿田字稲垣	
	可児市柿田字稲垣	

議案第40号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年2月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
3052号線	可児市あけち	
	可児市柿田字細池	
3279号線	可児市柿田字池尻	
	可児市柿田字池尻	
3284号線	可児市平貝戸字前田	
	可児市あけち	
3301号線	可児市あけち	
	可児市あけち	
3302号線	可児市あけち	
	可児市あけち	
6153号線	可児市土田字富士ノ井	
	可児市土田字富士ノ井	